

総合評価方式における配点の変更について

令和4年4月1日から豊田市公契約条例が施行されることにより、総合評価方式における評価項目の配点について、次のとおり一部変更します。

1 総合評価方式の種類、評価項目及び配点

(1) 標準型総合評価方式

ア 対象工事

総合的な性能・機能、社会的要請等の提案、施工計画、企業の技術力及び信頼性・社会性を一体として評価することが妥当と認められる工事で特に技術提案を求めることが必要な工事について標準型総合評価方式を実施します。

イ 評価項目及び配点（60点～80点）⇒（53点～73点）

- 技術提案、施工計画：10点～20点
- 市内経済活性化策等の有効施策の提案：5点～10点
- 賃金水準等に関する提案：10点
⇒雇用の創出に関する提案及びその検証方法：3点
- 企業の技術力、信頼性・社会性：15点～20点
- 施工体制評価：20点

(2) 簡易型総合評価方式

ア 対象工事

原則、設計金額1億5千万円以上の工事で、簡易な施工計画、企業の技術力及び信頼性・社会性を一体として評価することが妥当と認められる工事を対象に実施します。ただし、施工計画における技術提案を求めることが困難であるなど特別な理由がある場合については、特別簡易型総合評価方式又は価格競争により実施します。

イ 評価項目及び配点（55点～60点）⇒（48点～53点）

- 施工計画：10点
- 賃金水準等に関する提案：10点
⇒雇用の創出に関する提案及びその検証方法：3点
- 企業の技術力、信頼性・社会性：15点～20点
- 施工体制評価：20点

(3) 特別簡易型総合評価方式（技術力型）

ア 対象工事

原則、設計金額1億円以上1億5千万円未満の工事に対し、企業の施工実績、配置予定技術者の能力等、技術力に重点を置いた方式で実施します。ただし、特に技術提案を求めることが必要など特別な理由がある場合については、簡易型総合評価方式又は特別簡易型総合評価方式（地域型）等により実施します。

イ 評価項目及び配点（38点）

- 企業の技術力：9点
- 企業の信頼性・社会性：9点
- 施工体制評価：20点

(4) 特別簡易型総合評価方式（地域型）

ア 対象工事

原則、設計金額5千万円以上1億円未満の工事に対し、工事施工場所の地理的理解度等、地域性に重点を置いた方式で実施します。ただし技術力型と同様、特に技術提案を求めることが必要など特別な理由がある場合については、簡易型総合評価方式又は特別簡易型総合評価方式（技術力型）等により実施します。

イ 評価項目及び配点（38点）

- 企業の技術力：5点
- 企業の信頼性・社会性：13点
- 施工体制評価：20点

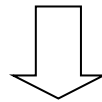
2 落札方式別の評価項目構成

【令和4年3月契約分まで】

方式	評価項目	技術提案	施工計画	市内	賃金	技術力	信頼性・ 社会性	施工体制 評価
		※1	※1	貢献策	水準等 ※2			
標準型	2JV又は 3JV	○		○	○	○	○	○
簡易型	2JV (市内)	○		○		○	○	○
	単独	○		○		○	○	○
特別 簡易型	技術力型	○		○		○	○	○
	地域型	○		○		○	○	○

※1 標準型の「技術提案」及び「施工計画」は、案件ごとに設定

※2 賃金水準等とは労働者への賃金の支払、労働条件の向上及び雇用の創出に関する事項



【令和4年4月契約分から】

方式	評価項目	技術提案	施工計画	市内	雇用の	技術力	信頼性・ 社会性	施工体制 評価
				貢献策	創出			
標準型	2JV又は 3JV	○		○	○	○	○	○
簡易型	2JV (市内)	○		○		○	○	○
	単独	○		○		○	○	○
特別 簡易型	技術力型	○		○		○	○	○
	地域型	○		○		○	○	○

【問合せ先】

総務部契約課 工事担当 電話 0565(34)6616(直通)

上下水道局総務課 庶務担当 電話 0565(34)6653(直通)